

第4回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合

議事録

平成 24 年 8 月 7 日

8 : 0 5 ~ 8 : 2 0

院 内 大 臣 室

(藤村官房長官)

定刻となりましたので、ただ今から、第4回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を開催いたします。

御多忙の中、御参集いただき、誠にありがとうございます。

それでは、今日の議事に入ります。まず細野環境大臣より、議題1について御説明をお願いします。

(細野環境大臣)

資料1に基づき、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表について御説明いたします。

1 ページ目にありますとおり、この処理工程表は、災害廃棄物処理特別措置法に基づく基本的な方針・工程表を改訂したものであります。災害廃棄物に津波堆積物を加えた処理対象全体について、より具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定し、平成26年3月末までの目標期間内での処理を確実にするためのものであります。

2 ページ目は災害廃棄物全体の処理状況がございまして、東日本の13道県241市町村におきまして総量約2,160万トンの災害廃棄物、及び6県35市町村におきまして約960万トンの処理を要する津波堆積物がございまして、合計しますと、3,120万トンの災害廃棄物等の処理が必要となりました。

次に、3 ページ目でございますけれども、特に被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県におきまして、約1,811万トンの災害廃棄物及び約954万トンの津波堆積物、合計いたしますと約2,765万トンの災害廃棄物等が発生しました。このうち、7月末現在で、災害廃棄物の処理率は全体の約22%となっております。また、仮置場になりますけれども、こちらが318箇所設置さ

れていましたが、処理の進捗に伴い、現在は 230 箇所、約 72%まで減少しています。

4 ページから 6 ページまでは各県の処理計画です。岩手県は県内のセメント工場での処理に加え、仮設焼却炉を 2 基設置、宮城県は仮設焼却炉を 29 基設置するなど県内処理を進めております。可燃物・木くず等の広域処理の調整についても行ってしております。福島県については、被害の大きかった沿岸部を中心に主として国の直轄処理又は代行処理を実施しております。

7 ページをご覧ください。現時点での広域処理の状況でございますけれども、必要量は表 4 に示しておりますとおり、調整を要する広域処理必要量は、岩手県で約 32 万トン、宮城県で約 100 万トンとなっております。既に調整済みの約 37 万トンを加えた全体の広域処理必要量は、岩手県で約 42 万トン、宮城県で約 127 万トン、合計約 169 万トンです。

広域処理につきましては、県内処理を最大限進めてもなお処理が間に合わない分についてお願いするものです。県内処理のうち、再生利用につきましては、東北地方環境事務所が中心となってマッチングを行ってございまして、環境省直轄事業につきましても、岩手県・宮城県の沿岸部で実施してございまして、陸中海岸国立公園の復旧整備において、現在、約 1 万トンの再生資材の利用を見込んでいただいております。

広域処理の調整状況と今後の方針は 8 ページと 9 ページにございます。まず岩手県でございますけれども、可燃物・木くずにつきましては、今後は、原則として、新たな受入先の調整は行わず、表 5 に記載の自治体につきまして調整中の広域処理の実現に全力を挙げることにいたします。不燃混合物につきましては、今後当面は、新たな受入先の調整は行わず、県内における再生利用に全力を挙げることにしたいと思っております。漁具・漁網につきましては、まだなかなか処理が難しい状況にございまして、今後引き続き、調整中の広域処理の具体化、具体的には神奈川県と調整をしておりますが、これを図るとともに、新たな受入先との調整を行いたいと思っております。

次に宮城県でございますけれども、可燃物につきましては、今後は新たな受入先の調整は行わず、表 6 に記載の自治体について調整中の広域処理の実現に全力を挙げたいと考えております。受入実績のある自治体との調整も併せて行ってまいります。木くずにつきましては、今後は、調整中の広域処理の具体化を図るとともに、再生利用の受入先に限定をいたしまして、これは再利用ということですので、具体的な企業などとのマッチングも含まれます

けれども、近県での処理を優先して、新たな受入先との調整を行います。不燃混合物につきましては、今後引き続き、調整中の広域処理の具体化を図るとともに、不燃混合物の最終処分について新たな受入先との調整を行ってまいりたいと思っております。

広域処理につきましては、非常に多くのご協力をいただき、ここまで進展してまいりました。改めて感謝を申し上げます。

最後に 10 ページでございますが、平成 26 年 3 月末までに処理を完了させるという従来の目標に加えまして、岩手県及び宮城県の沿岸 27 市町村を対象に、災害廃棄物と津波堆積物のそれぞれの処理につきまして、今年度末、中間目標を設定しました。11 ページの表 8 及び図 2 のとおり、岩手県・宮城県沿岸市町村全体で、災害廃棄物につきましては約 59%、津波堆積物については約 42%、合計では約 53%の進捗が今年度末の中間目標です。

今後、国はこの処理工程表に基づきまして、市町村ごとに目標達成に向けての処理の進捗状況を毎月確認し、設定した中間目標に照らして進捗管理を行います。その結果に応じて、必要な施策を講じることにより、確実な目標達成を図ります。なお、今後の調整を要する広域処理等につきましては、できるだけ早く具体化を図り、中間目標の確実な達成を図ってまいりたいと思っております。以上です。

(藤村官房長官)

ありがとうございました。

続きまして議題 2 でございますが、「災害廃棄物の再生利用の推進に向けた取組状況について」に移ります。順次御説明をお願いいたします。まず初めに、郡司農林水産大臣からお願いします。

(郡司農林水産大臣)

私から資料 2-1 に基づきまして、御説明させていただきます。

東日本大震災で被災した約 1 4 0 k m の海岸防災林についてでございますけれども、野田内閣総理大臣の「『みどりのきずな再生』プロジェクト」構想に基づき、復旧工事に着手しているところです。

復旧事業では、災害廃棄物のうち分別、無害化し安全性が確認された再生資材を盛土材として活用することとしています。

7 月 3 日には、野田総理のご視察の下で、コンクリートくず 2 千 m³ を初めて搬入しました。

また、津波堆積物についても、7月24日より搬入を開始したところです。他の地域におきましても順次海岸防災林の復旧事業に着手し、災害廃棄物の早期の処理への貢献に努めたいと考えております。以上でございます。

(藤村官房長官)

ありがとうございました。続いて、羽田国土交通大臣から御説明をお願いします。

(羽田国土交通大臣)

資料2-2の1ページ目をご覧ください。仙台湾南部海岸の堤防復旧は、宮城県沿岸地域における被災地復興の第一歩となる事業であり、各市町の復興計画や災害廃棄物処理等と連携しつつ、平成27年度完成を目標に約30kmにわたり直轄工事を進めているところです。

このたび、災害廃棄物の再生利用による処理の推進のため、仙台市と東北地方整備局の連携により、まずは仙台市内の2工区において、震災で発生した約37万tの津波堆積土砂とコンクリート殻を盛土材として活用することと致しました。これにより、災害廃棄物の最終処分量の縮減や資材の購入・運搬コストの縮減などに繋がることを期待されます。

2ページ目と3ページ目をご覧ください。これに加え、八戸港の防波堤復旧工事や釜石山田道路工事においても、災害廃棄物を再生資材として活用しております。

今後とも、被災自治体や関係省庁とも連携しつつ、災害廃棄物の処理の推進に最大限の協力をしていく所存です。

(藤村官房長官)

ありがとうございました。
それでは御質問・御意見等あればお願いしたいと思います。

(平野復興大臣)

地震、津波地域は環境省などのご努力により、少なくとも、がれきが多くて復興事業が進まないという状況ではなくなっていると思います。一方で福島避難指示解除準備区域については、これからです。家の解体もこれからありますし、災害廃棄物の処理についてもこれからという中で、仮置き場の確保が非常に難しい状況がありますから、いずれこちらの方も、復興庁も、

仮置き場の確保等についても全力を挙げますので、福島の方についてもよろしくお願ひいたします。以上です。

(細野環境大臣)

復興庁にご指導いただき、当面やってまいりたいと思います。賠償について一定の方向性が出てきており、被災自治体における処分等の話も具体化ができるようになってきておりますので、これから正念場を迎えていくことと思います。

(藤村官房長官)

どうもありがとうございました。

災害廃棄物の処理につきまして、本日の御議論も踏まえて、引き続き、総理の指示の下、政府を挙げて取り組んでいくこととしたいと思います。

なお、第5回以降の進め方につきましては、個々の取組の進捗状況を見つつ、必要に応じ開催することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございました。

最後に、野田総理から御発言をお願いいたしますが、その前に、報道関係者の入室がありますので、しばらくお待ちください。

報道関係者の方を入室させてください。

—メディア入室・カメラ撮り—

(藤村官房長官)

それでは、野田内閣総理大臣から御発言をお願いいたします。

(野田内閣総理大臣)

本日の会合では、災害廃棄物の処理に向けた全体像を示すものとして、工程表をとりまとめました。工程表の今後の着実な実施に向けて、私から3点申し上げたいと思います。

- ① 第一に、平成25年度末の処理完了という従来からの目標に加え、発生量の多い岩手県・宮城県の沿岸地域については、平成24年度末までに約6割

処理完了という中間目標を定めることといたしました。

- ② 第二に、広域処理については、多くの自治体において受入れを前向きに御検討いただいた結果、大きな進展がありました。心より感謝申し上げたい。可燃物・木くずについては、現在調整中の自治体などでの受入れに向けて、引き続き全力で取り組むことが必要であります。さらに、漁具・漁網や不燃混合物の処分先の確保について、引き続き広域処理を含め具体化を進める必要があります。
- ③ 第三に、再生利用については、海岸堤防などの復興工事における再生資材の活用が着実に進みつつあるところであり、今後も再生利用の拡大を図る必要があります。

こうした点に留意しながら、今後とも災害廃棄物の一日も早い処理に向け、政府一丸となって全力で取り組んでまいります。

(藤村官房長官)

ありがとうございました。報道関係者の方は、退出をお願いします。

—メディア退室—

それでは、これもちまして、第4回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を終了させていただきます。会議の内容は、私から閣議後の定例会見で御説明させていただきます。本日の会議資料は公開することとし、資料は求めに応じて、環境省において配布をお願いします。また、議事録を作成し、公表することといたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上